

(非公式訳)



投資委員会事務局布告

第 Por1/2558 号

件名:新しい投資奨励申請書

新投資促進政策および規定にあわせて投資委員会事務局の業務を敏速かつ効率よくし、投資奨励申請者の便宜を図るために、

1977 年投資促進法第 17 条の権限に基づき、事務局は以下の通り発布する。

1. 新しい投資奨励申請書は以下の通りとする。
  - 1.1 一般投資奨励申請書
  - 1.2 サービス投資奨励申請書
  - 1.3 ソフトウェア事業およびイーコマース事業投資奨励申請書
  - 1.4 中小企業 (SMEs) 投資奨励申請書

2. 現行の投資奨励申請書は 2015 年 3 月 31 日まで使用できることとする。その後は現行の投資奨励申請書の受理を断る。

布告日:2015 年 1 月 6 日

(ヒランヤ・スジナイ)

投資顧問

投資委員会事務局長代行